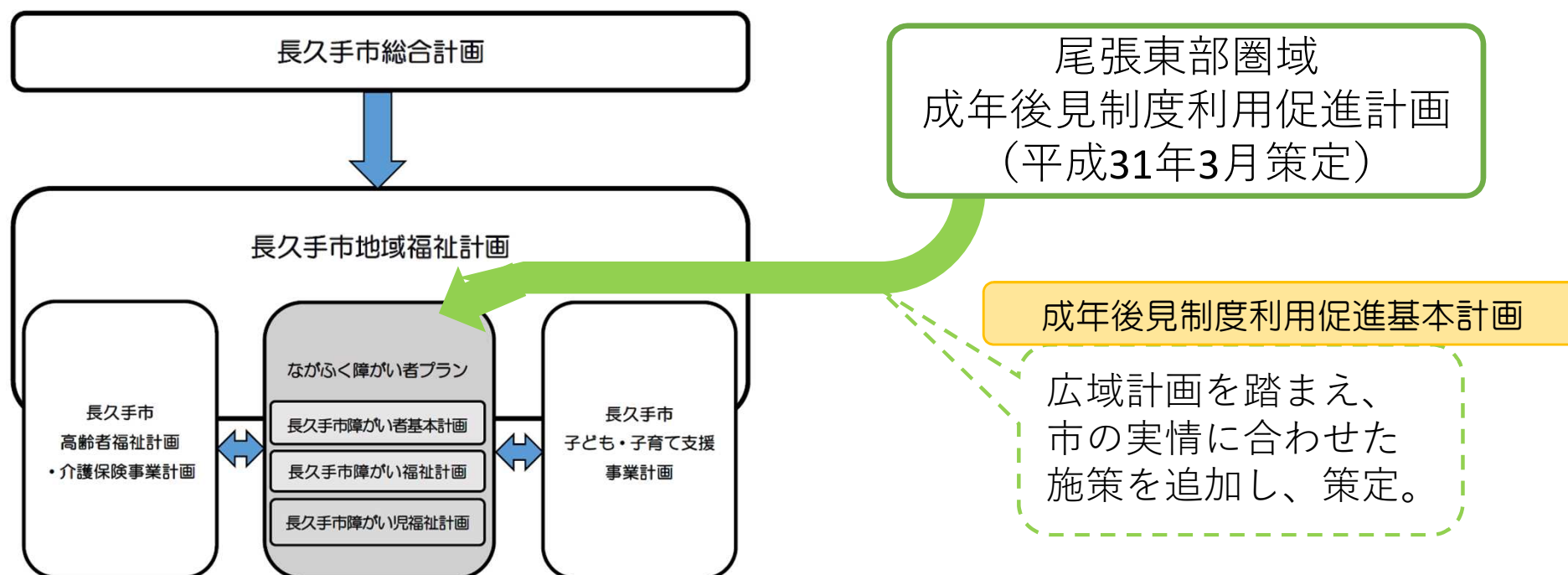


# 次期長久手市障がい者基本計画等 の策定に係る基本方針について

令和元年12月10日（火）  
第4次長久手市障がい者基本計画等策定部会資料

# 長久手市障害者基本計画等の概要

- 1 第4次障がい者基本計画(障害者基本法第11条第3項)【6年】**  
障害者の状況等を踏まえ、市における障がい施策に関する基本的な計画。
- 2 第6期障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条)【3年】**  
国の基本的な指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成する計画。
- 3 第2期障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20)【3年】**  
国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画。
- 4 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項)**  
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。



# 第4次障がい者基本計画等の策定に係る踏まえるべきもの

次期計画の策定にあたっては、下記の指針等を踏まえ、意見調査・意見聴取を実施し、その内容を集約・分析し、定めていく。

① 第3次障がい者基本計画等  
(現計画)

② 第6次総合計画  
(ながくて未来図)

③ 第2次地域福祉計画

④ あいち健康福祉ビジョン2020

⑤ 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

⑥ 国指針  
(法律、社会保障審議会等)

## 意識調査・意見聴取

(各計画意識調査、団体ヒアリング、意見交換など)

## 意見の集約 課題の分析

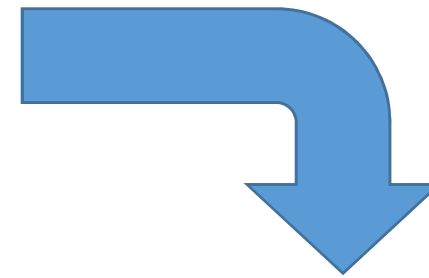
## 議論・検討

○ 目標の設定

○ 組み込んでいく施策の設定

# (現計画) 第3次障がい者基本計画について①

基本理念	基本目標	施策の柱	施策の方向性
支え合う 思いやりのまち ながくて	基本目標 1 それぞれのライフステージに応じたサービスの充実	生活支援	障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。
		保健・医療	障がいの早期発見や予防への取組みの充実と難病患者への支援充実を図ります。
	基本目標 2 障がいのある人の居場所と役割の確保	教育、文化芸術活動・スポーツ等	障がいのある人が共に学ぶことができる環境づくりや、障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動等への参加促進を図ります。
		雇用・就業、経済的自立の支援	関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。
	基本目標 3 障がいがあっても暮らしやすい地域づくり	生活環境	施設等のバリアフリーの推進と、障がいのある人の生活を地域で支えあう取組みを進めます。
		情報アクセシビリティ	情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。
		安全・安心	災害発生など緊急時の支援に対する取組みの充実を図ります。
		差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組みを進めます。
		行政サービス等における配慮	行政サービスの向上に向け、市職員等の障がいへの理解促進を図ります。



施策数：71 施策  
重点的施策：15 施策



# (現計画) 第3次障がい者基本計画について②

令和元年7月2日開催 令和元年度 計画評価部会 より

## 重点事項

B評価：11施策  
C評価：4施策

重点的に取り組んでいく15施策

- B：①グループホーム整備への支援
- C：②グループホームの体験利用の促進
- B：③基幹相談支援センターの設置
- C：④個別訪問調査の実施
- B：⑤乳幼児期からの療育支援体制の整備
- B：⑥各保育園等への巡回相談
- B：⑦スクールソーシャルワーカーの設置及び関係機関との連携強化
- C：⑧農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）
- B：⑨就労支援コーディネーターの設置
- B：⑩市役所での就労体験の実施
- B：⑪支え合いマップづくり
- B：⑫障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供
- B：⑬移動支援の支援員の人材育成
- B：⑭成年後見制度の普及啓発及び理解促進
- C：⑮精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

## その他事業

◎評価：36施策  
○評価：17施策  
△評価：0施策  
×評価：3施策

### 【その他事業評価（未実施・大幅な遅れ）】

- ① 障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動への参加を促進
- ② 放課後における障がい児の預かりの場を設置、大学連携等により学習支援
- ③ 障がい者社会参加の支援のために障がいの特性に対応できる学生ボランティアの育成
- ④ 地域生活支援拠点の整備：0か所（目標：1か所）
- ⑤ 児童発達支援センターの設置
- ⑥ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ⑦ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ、学童保育所）
- ⑧ 重症心身障がい児のための支援体制の整備
- ⑨ 成年後見制度利用支援事業

計画の数値目標  
に満たなかった  
もの

### 【事業評価】

◎	計画どおり実施されている
○	概ね計画どおりだが、一部未実施
△	大幅に計画から遅れている
×	未実施

# 第6次総合計画（ながくて未来図） ・ 第2次地域福祉計画



## 第6次総合計画(ながくて未来図)

幸せが実感できる 共生のまち 長久手～そして、物語が生まれる～

### 【関係する目標等】

- 1 基本目標 1（「やってみたい」でつながるまち）  
政策 1 地域共生を支える人づくり
- 2 基本目標 2（子どもが元気に育つまち）  
政策 1 妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない支援
- 3 基本目標 3（みんなで未来へつなぐ緑はまちの宝物）  
政策 2 農のあるくらしの推進
- 4 基本目標 4（誰もがいきいきと安心して暮らせるまち）  
政策 1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり
- 5 基本目標 6（あえて歩いてみたくなるまち）  
政策 1 外出しやすい環境の整備



## 第2次地域福祉計画

気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまちながくて

### 【基本目標】

- 1 基本目標 1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち
- 2 基本目標 2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち
- 3 基本目標 3 みんなに「届く」安心なまち
- 4 基本目標 4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち
- 5 基本目標 5 みんなに「たつせがある」成長できるまち

あいち健康福祉ビジョン2020

平成28年3月

愛知県

## あいち健康福祉ビジョン2020

ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～「あいち健幸社会」の実現

### 【第4章 障害者支援～身近な地域でともに暮らせる新しい社会に向けて～】

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 障害のある人の地域生活支援と療育支援
- (3) 地域における就労支援の充実
- (4) 障害のある人の活躍の場の拡大
- (5) 社会全体で支える環境の整備

尾張東部圏域  
成年後見制度利用促進計画



平成31年3月

瀬戸市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 東郷町  
特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

## 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

「ゆたかに生きる権利をまもる」まちをつくる

### 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

- 基本目標1 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築
- 基本目標2 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備
- 基本目法3 地域連携ネットワークの重層的形成

## 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

### 【達成すべき基本的な目標（案）】

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等における機能の充実
- ④ 福祉施設利用者の一般就労への移行・定着の推進
- ⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

### 【基本指針見直しのポイント】

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進（地域生活拠点等）
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等（農福連携、在学中の就労移行支援、高齢参加）
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 発達障害者等の支援の一層の充実（家族に対する支援体制、医療機関の確保等）
- ⑥ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - (1) 聴覚障害児の早期支援の推進
  - (2) 児童発達支援センターと障害児入所施設の役割の明記
  - (3) 18歳以降の支援のあり方についての協議のための体制整備
  - (4) ニーズの把握
- ⑦ 障害者による文化芸術活動の推進
- ⑧ 障害福祉サービスの質の確保に関すること（第三者評価、公開制度等）
- ⑨ 障害福祉人材の確保に関すること



## 第4次障がい者基本計画の意識調査・意見聴取（案）

### ■ 意識調査

#### (1) アンケート

対象者：障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者

実施時期：令和2年1月～2月頃実施予定

前回結果：ア 障がい者（1,594件配布、792件回収49.7%）

イ 障がい児（144件配布、82件回収56.9%）

#### (2) 事業所向けアンケート

対象者：市内障害福祉サービス事業所

実施時期：令和2年2月～3月頃実施予定

前回結果：実施なし

### ■ 意見聴取

意見の聴取や本市の課題で取り組めるものなどを意見交換

#### (1) 団体等意見聴取・地域活動団体等

対象者：市内にて活動している団体、ボランティア団体等（18団体）

実施時期：令和2年1月～4月頃実施予定

#### (2) 事業所等意見交換

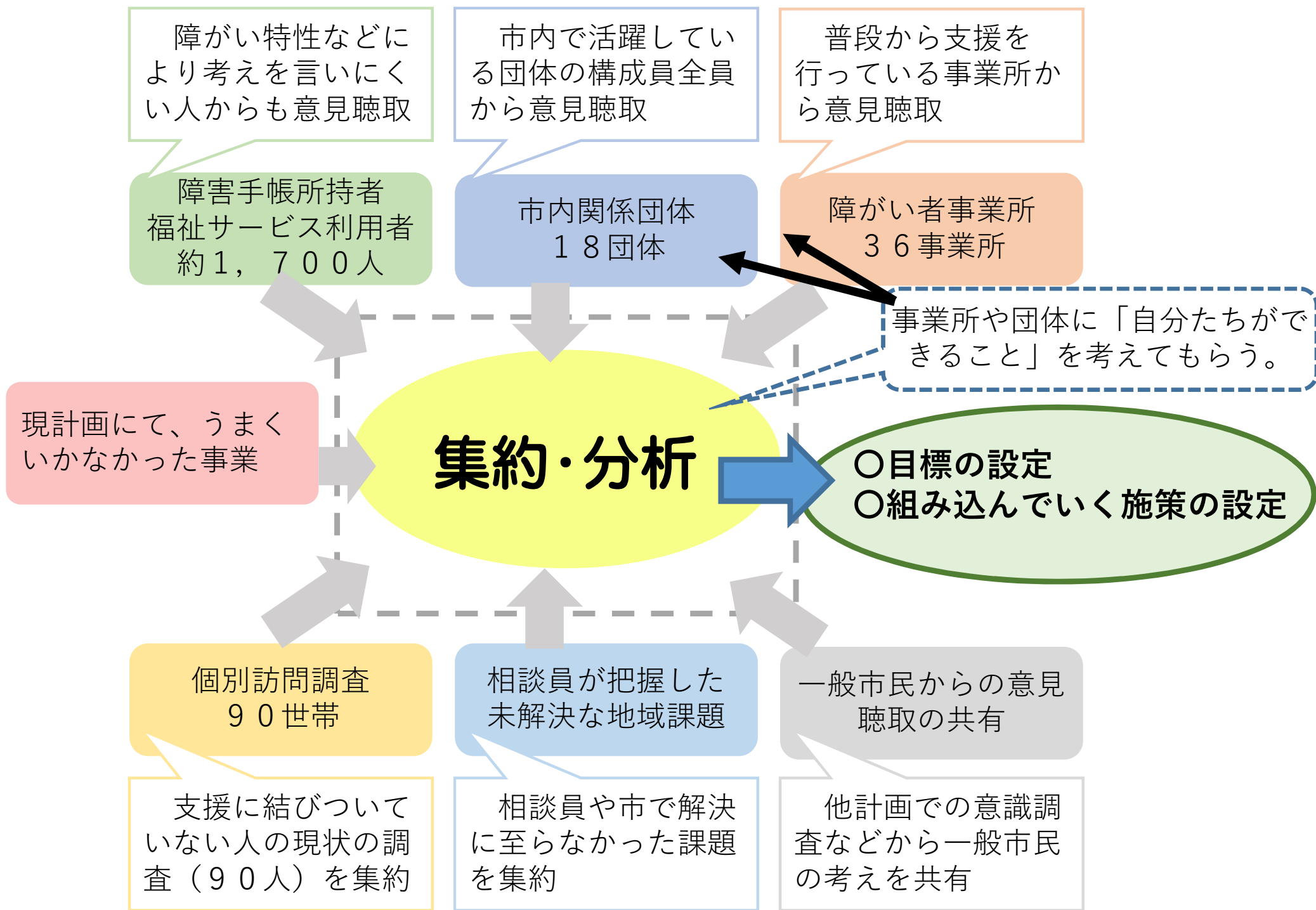
対象者：市内障害福祉サービス事業所

実施時期：令和2年5月～7月頃実施予定

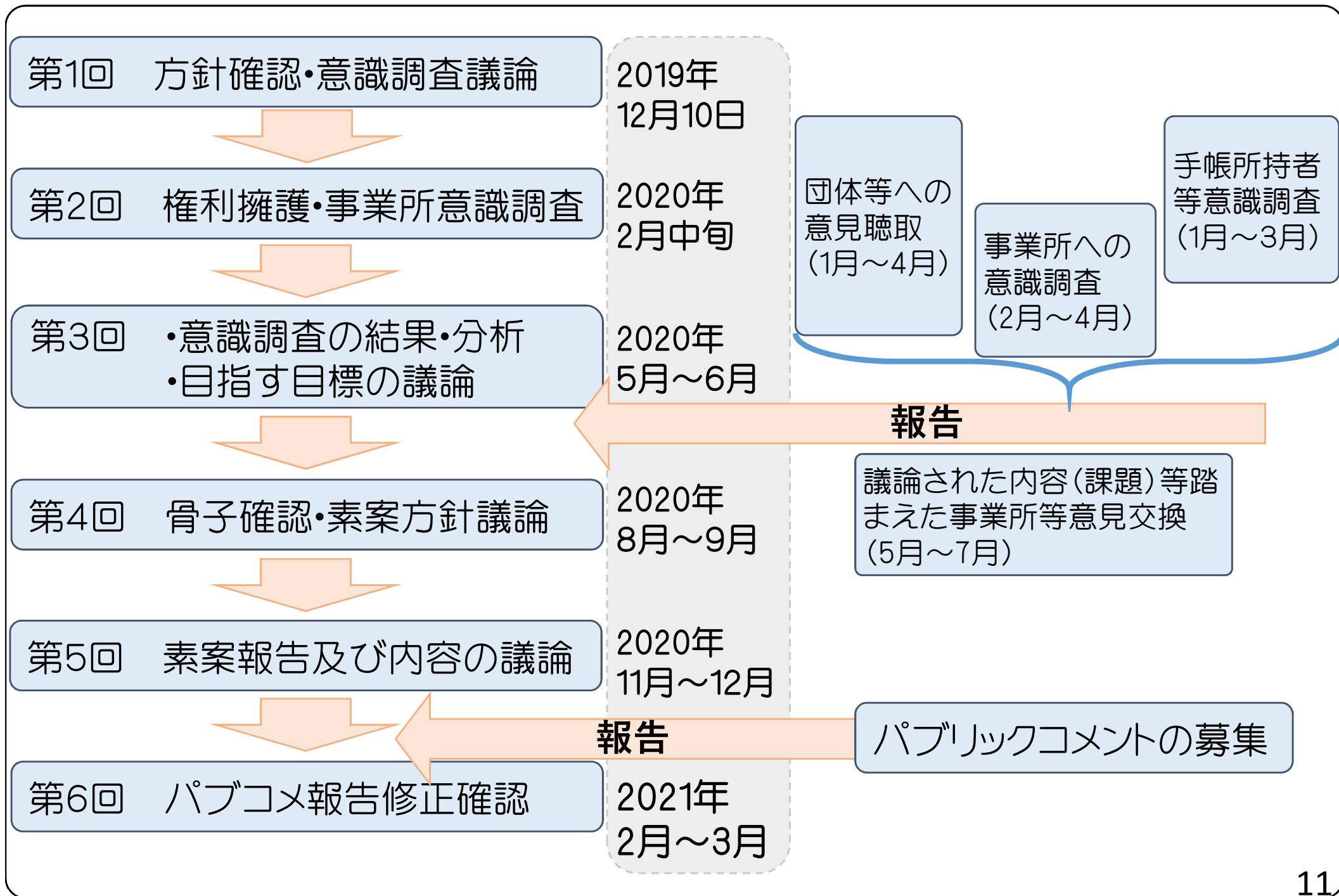
### ■ 個別訪問調査（平成30年度時点：90人）

手帳所持者の内、サービスを使用しておらず、生活実態が確認できていない障がいのある人に対し、事前に手紙を送付し、ご自宅に訪問（平成29年2月より実施）

# 第4次障がい者基本計画の策定のスケジュール（案）



# 第4次障がい者基本計画の策定のスケジュール（案）



### ■ 策定の趣旨

本市では、障がい施策に関し、平成27年に策定した「第3次長久手市障がい者基本計画」に基づき進めてきました。第3次計画推進中にも様々な法改正及び社会情勢の変化があり、障がい者を取り巻く状況は刻々と変化しています。障がい者基本計画に掲げる事業は、短期間で完結するものではなく、中長期的な展望にたって取り組むものもあります。

今回、第4次の計画の策定にあたり、現計画の推進状況、関係計画、意識調査、国や県の指針、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、策定部会の各委員のご意見を参考にしながら策定を進めていくこととします。

### ■ 計画策定の視点

計画の主体となるのは地域で生活する障がいのある人、支援者であることから、策定にあたっては、指針を踏まえ進めていく。

- ① 地域での生活を支え、住み続けられる体制の充実
- ② 地域における就労支援の充実
- ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取組の充実
- ④ 発達障がい者支援の一層の充実
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の充実

# (参考資料1) 長久手市の現状 (平成31年4月1日現在)

## 総人口

		前月比
男	28,996人	+9
女	29,549人	+38
合計	58,545人	+47
(うち外国人住民 1078人)		
世帯数	23,922世帯	+118
(うち外国人住民 600世帯)		

## 長久手市参考指標 (平成31年3月31日)

	日本人住民	総人口
平均年齢	39.9歳	39.8歳
年少人口(15歳未満)	10,696人 18.61%	10,786人 18.42%
生産年齢人口(15歳以上65歳未満)	37,248人 64.82%	38,179人 65.21%
老年人口(65歳以上)	9,522人 16.57%	9,580人 16.36% (高齢化率)
60歳以上	11,977人 20.84%	12,062人 20.60%
75歳以上	4,445人 7.73%	4,465人 7.63%

## 障がい者基幹相談支援センター等相談件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
総件数	6,545	6,438	5,527	4,684	2,989
者実人数	340	437	453	397	296
児実人数	105	136	132	210	267

※途中で集計方法や体制の変更が生じています。

## 身体障害者手帳交付状況

各年度3月31日現在 単位：人

	総数						(内) 18歳未満					
	総数	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	総数	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部
平成26年度	1,060	57	73	7	572	351	38	1	3	0	26	8
27	1,053	57	72	8	553	363	36	2	2	0	24	8
28	1,118	58	78	9	584	389	37	2	2	0	24	9
29	1,115	58	78	10	585	374	36	2	2	0	24	8
30	1,127	60	82	9	582	384	36	2	0	0	25	9

## 療育手帳交付状況

各年度3月31日現在 単位：人

	総数				(内) 18歳未満			
	総数	重度 (1.0.35以下)	中度 (1.0.36~80)	軽度 (1.0.51~75)	総数	重度 (1.0.35以下)	中度 (1.0.36~80)	軽度 (1.0.51~75)
平成26年度	197	30	41	76	84	30	11	43
27	199	32	47	70	82	30	14	38
28	209	32	51	76	85	29	17	39
29	222	34	57	81	86	30	19	37
30	236	39	60	87	89	32	19	38

## 精神障害者保健福祉手帳交付状況

各年度3月31日現在 単位：人

	総数				(内) 18歳未満			
	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級
平成26年度	261	26	160	75	11	1	5	5
27	294	41	165	88	16	3	9	4
28	329	44	180	105	18	2	13	3
29	356	49	198	109	18	1	15	2
30	381	49	213	119	18	1	15	2

資料：福祉課

## 福祉サービス利用件数 (実人数)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
者実人数	198	210	235	238	247
児実人数	60	88	137	162	204

成年後見制度利用者数

28人

日常生活自立支援事業利用者数

20人

障害者相談支援事業所数

4か所

地域包括支援センター数

2か所

## (参考資料2) 障害者計画等の法根拠

### 【障害者計画】

障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者の状況等を踏まえ、市における障がい施策に関する基本的な計画。

< 必須事項 >

- ① 計画の趣旨、基本理念、基本目標等の基本的考え方の明確化
- ② 地域内の障害者施策に関する現状と問題点の十分な把握・評価
- ③ 基本的な考え方に照らし、今後何が必要か等課題の整理・分析
- ④ 住民にわかりやすく効果的な施策を図るため体系化の工夫
- ⑤ 具体的な目標設定とその実現のための方策の明確化

### 【障害福祉計画】

障害者総合支援法第88条に基づき、国の基本的な指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成する計画。

- ① 福祉サービス、相談支援等の確保に係る目標事項
- ② 各年度の福祉サービス、相談支援等の必要な量の見込量
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの事項
- ④ 福祉サービス、相談支援の種類ごとの確保方策（努力事項）
- ⑤ 福祉サービス、相談支援等の関係機関との連携事項（努力事項）

### 【障害児福祉計画】

児童福祉法第33条の20に基づき、国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画。

- ① 通所支援、相談支援の確保に係る目標事項
- ② 各年度の通所支援、相談支援の必要な見込量
- ③ 通所支援、相談支援の種類ごと確保方策（努力義務）
- ④ 通所支援、相談支援の関係機関との連携事項（努力義務）